

2010年1月20日

2009年度日本がん治療認定医機構認定医制度規則第17条適応学会年次報告書提出要綱

一般社団法人日本がん治療認定医機構
理事長 今井浩三
資格審査委員会委員長 大江裕一郎

日本がん治療認定医機構では、がん治療の限られた特定領域のみをカバーするのではなく、「がん治療認定医」に求められているがん治療全般に対する幅広い知識を有し、かつ「がん治療認定医」よりも高度の知識、経験、技能を必要とする専門医に対しては、日本がん治療認定医機構認定医制度規則第17条の規定により、申請により「がん治療認定医」に認定しています。

つきましては、日本がん治療認定医機構認定医制度規則第17条適応を受けている学会の専門医が継続して第17条適応要件を満たしていることを確認するために、下記の要綱にしたがい期限までに、年次報告書の提出をお願いいたします。期限までに報告がない場合もしくは教育セミナーの内容などが不十分と判断された場合には、第17条適応が取り消される可能性がありますのでご注意ください。

がん治療認定医とは(http://jbct.jp/sys_auth_outline.html)

認定医は、がん治療の共通基盤となる臨床腫瘍学の知識およびその実践を支える基本的技術に習熟し、医療倫理に基づいたがん治療を実践する優れた医師である。

したがって、がん治療認定医の資格認定に関しては、以下の要件を求めるものとする。

1. がん治療の全相(初期診断から終末期医療まで)における標準的な医療内容に関して説明責任が果たせる。
2. 外科治療、薬物療法、放射線療法など各々の専門領域において、その標準的治療に対し、指導医・専門医との連携のもとに適正医療の継続に協力できる医師と認定するに必要不可欠な知識、医療経験を有する。
3. 外科治療、薬物療法、放射線療法など各々の専門領域において、先端医療(臨床開発研究)の内容が理解できる。

日本がん治療認定医機構認定医制度規則(抜粋)

第6章 がん関連学会・基本領域の学会の専門医などの取り扱い

(http://jbct.jp/sys_regulation01a.html)

第17条 機構が認めた研修カリキュラムを有し、それに基づくセミナー受講を条件として認定試験を行っている学会の専門医は申請により認定医として登録する。

第18条 第17条「機構が認めた研修カリキュラム」は教育委員会で協議し、機構理事会において承認されるものとする。

第 17 条適応要件

1. 第 17 条の「機構が認めた研修カリキュラム」とは、日本がん治療認定医機構の「研修カリキュラム」(http://www.jbct.jp/pdf/sys_curriculum.pdf)を総論・各論ともに概ね包括するものである必要がある。
2. それに基づくセミナーは、日本がん治療認定医機構の教育セミナーの内容をほぼ包括する必要がある。また、第 17 条適応を受けている学会は毎年、セミナーの内容および認定試験実施状況を日本がん治療認定医機構に報告する。セミナーの内容もしくは認定試験実施状況が不十分である場合には、第 17 条適応を取り消す場合がある。
3. 第 17 条の適応を取り消された学会の専門医が第 17 条の適応によりがん治療認定医を取得した場合、がん治療認定医の更新は認められない。
4. 第 17 条が適応された学会の専門医であっても、第 17 条適応要件を満たす以前の研修カリキュラムによる専門医取得者、移行措置などで認定試験を受験していない専門医取得者は、第 17 条によるがん治療認定医の認定は認められない。

■提出書類

- 1) 日本がん治療認定医機構認定医制度規則第 17 条適応学会年次報告書
- 2) 専門医制度規則・細則（最新版）
- 3) 教育研修カリキュラム（最新版）
- 4) 教育セミナープログラム・資料（2009 年実施分）

■提出期限 2010 年 2 月 26 日（金）（必着）

■提出先 〒160-0016 東京都新宿区信濃町 35 信濃町煉瓦館 5F
財団法人 国際医学情報センター内
一般社団法人日本がん治療認定医機構 資格審査委員会 宛
※ 書留便あるいは宅配便にて送付願います。

■問合せ先（事務局） Tel 03(5361)7105 Fax 03(5361)7091
電子メール c-info@imic.or.jp

以上